

小型二次電池等資源化業務委託仕様書

1. 件名

令和8年度小型二次電池等資源化業務委託(単価契約)

2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

3. 積載場所

クリーンセンター

4. 目 的

本業務は、クリーンセンターに保管している小型二次電池等を資源化することを目的とする。

5. 業務内容及び範囲

受注者は、発注者が引き渡す小型二次電池等を受注者の処理施設まで運搬し、受注者の施設において資源化処理、残渣の処分まで一連の業務を、関係法令を遵守の上、衛生的かつ適正確実に行うものとする。

6. 対象物及び予定数量

小型二次電池等とは、主に家庭用電気製品に含まれる使い切りではないニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池及びそれらが含まれる製品。

約7,000kg(うち混入している異物約1%)

ただし、この数量は、令和6年度の不燃ごみ搬入量の実績値を基に算出した推計量で保証するものではない。

7. 荷姿

対象物が混合で200リットルドラム缶に入ったもの100本～140本
(パレット無し)

ドラム缶1本あたりは50kg～70kgを見込む

搬出車両7t～10tのウイング車 1台当たりドラム缶30～45本積載

8. 搬出と計量

(1)搬出の日程は、別途連絡調整するものとする。

(2)本業務に使用する運搬車両は、受注者の負担により用意するものとし、受注者は、資源化施設管理運営業務の受注者が用意した重機(3tフォークリフト)を用いて、運搬車両に小型二次電池等が入ったドラム缶を積み込み、それらが飛散し、及び流出しないように受注者の施

設に運搬するものとする。

また、積み込みに必要なドラムクリッパー等は受注者が用意するものとする。

なお、重機について、受注者の過失によるものと認められる破損紛失があった場合は、受注者の責任において負担又は補充するものとする。

(3) 運搬中に発生する発火等の初期消火、周囲への延焼防止に対処できるよう措置を講ずるものとする。

(4) 計量は、原則、発注者の計量所において計量するものとする。ただし、発注者の計量所の計量台(6.5m×2.5m)に車両が乗らない場合は受注者の計量所で計量すること。

受注者の計量所で計量した場合は、計量票の写しを発注者にFAXまたはメールにて都度送付すること。

計量票の正味重量は、風袋引きをした重量とし、風袋とは車両及びドラム缶等の容器の重量とする。

(5) 受注者は、積載場所の接続道路である大型車通行禁止区間を確認し、通行許可が必要な場合は事前に管轄警察署より通行許可を受けるものとする。なお、クリーンセンター北側の千葉県道・茨城県道170号我孫子利根線は、総重量8トン以上通行禁止区域なので当該許可をとること。

(6) 搬出にあたっては、発注者の指示・協議により行うものとし、事故については、受注者が一切の責任を負うこと。

9. 搬出日時

(1) 祝日を除く月曜日から金曜日(年末年始を除く)とする。

(2) 原則、発注者の計量所において計量可能な時間である午前8時30分から11時30分、午後1時から4時まで(祝日は3時まで)とするが、発注者と協議のうえ決定する。

10. 搬出回数

搬出回数は、年間3回程度を見込むものとする。

11. 提出書類

受注者は、契約後速やかに以下の各項に掲げる書類を提出すること。

(1) 運搬車両一覧表(車輛形状 最大積載量、車輛登録番号)

(2) 受注者の計量所で計量する場合は、計量法による検定及び直近の定期検査に合格したことを証明するものの写し

(3) その他、発注者が指示する書類

12. 委託料の支払い

受注者は、受注者の施設に搬入後、速やかに発注者に請求を行い、発注者は請求日から概ね30日以内に受注者に委託料を支払うものとする。

13. 契約の解除

発注者及び受注者は、相手方が本契約条項に違反したとき及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、催告の上、本業務を解除することができる。

14. 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、軽微な業務(コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ちなど、容易に扱える簡易な業務)は、この限りではない。

15. 関係法令の遵守

- (1) 受注者は、本契約による業務及びその実施に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送車両法、その他の法令、関連する府省令、告示、規則、及び条例を遵守しなければならない。
- (2) 業務従事者に対するこれらの法律の遵守指導は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

16. 契約、報告、連絡等について

本業務の実施において、運搬、資源化、最終処分業者が異なる場合は、当市とそれぞれの業者を含む複数者の契約とし、契約業務、搬出の手配、連絡等の事務は、運搬業者、資源化業者のいずれかの業者が代表して行うこと。

また、委託料の請求についても代表の業者が一括して請求するものとする。

17. その他

この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた場合は、双方、その都度協議の上で解決にあたるものとする。